

## 天草市住宅用太陽光発電システム等 設置推進事業

太陽光発電は石油を燃焼させて発電する火力発電とは異なり、太陽エネルギーで発電するため地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO2）を排出しません。また、発電量や家庭での電気消費量などをモニターで把握できるため、節電意識の向上にもつながります。

天草市では、再生可能エネルギーを積極的に活用し環境にやさしいまちづくりを進めるため、住宅用太陽光発電システムなどを設置する人に補助を行います。

### <対象システム>

#### ①住宅用太陽光発電システム

- ・太陽電池出力が2 kW以上であること。
- ・発電した電気を住宅（店舗、事務所などとの併用住宅を含む）で消費し、余剰の電気を低圧配電線に逆潮流させるもの。



#### ②蓄電システム

- ・蓄電容量が2 kWh以上であること。
- ・国が実施する補助事業において、補助対象となる蓄電システム一覧に登録されているもの。
- ・住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電した電気を充放電するもの。



#### 【①②共通の交付要件】

- ・未使用品であるもの（中古品は対象外）。 ・申請者個人が購入し、所有するもの。
- ・市税などの滞納がないこと。
- ・必ず着工前に申し込みをしてください。すでに設置してあるものは対象外です。
- ・対象システムを設置する住宅に居住し住民登録をしている人、または実績報告書提出日（令和9年3月31日）までに当該住宅に居住し住民登録をする人が対象です。

### <交付額>

#### 【①②共通】1件あたり5万円

- ・5万円分の天草市地域活性化通貨（電子）「天草のさりー」で原則交付します。
- ・天草市内に本店、支店、営業所を置き、今年度において市内事業者登録をしている事業者が対象システムの施工を行う場合は10万円とします。



### <申請受付期間>

令和8年4月1日 ～ 令和9年2月26日まで

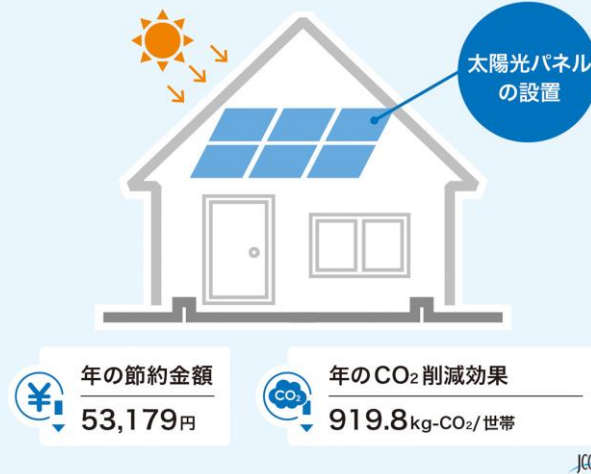
# 節約効果とカーボンニュートラルへの貢献度(参考)

太陽光発電設備を設置した場合の電気代節約効果と地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO2)の排出量の削減効果を表したものが右図になります。

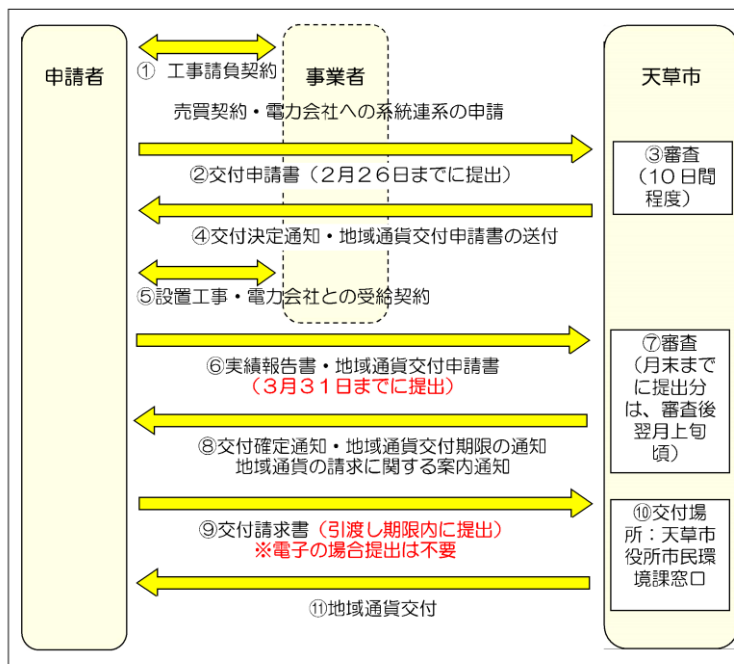
CO2削減効果を杉の木の吸収量で換算した場合、杉の木1本あたり年間約14kgのCO2を吸収すると言われているため、年間約65本分に相当するCO2削減効果が見込めます。

## 太陽光発電設備を設置したときの効果は?

出所：環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の関連資料より



## <手続きの流れ>



## <留意事項>

- ・地域通貨(紙)は、1枚1,000円でお釣りはできません。地域通貨(電子)は1円単位で使用できます。
- ・後日、天草市が必要に応じて実施するアンケートなどに協力できる人。
- ・市内事業者と対象システムの工事請負(売買)契約を締結し施工する場合は、補助金の額を優遇しています。そのため、市内事業者は事前に市へ事業者登録の手続きをお願いします。

申請書提出先：天草市市民生活部市民環境課(または各支所環境担当)

問合せ先：0969-33-7800(直通) メール：[shiminkankyo@city.amakusa.lg.jp](mailto:shiminkankyo@city.amakusa.lg.jp)

天草市ホームページ掲載URL：<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031116/index.html>

